

三重県への来県延期協力金申請方法

(釣り堀、浜洲休憩所、ダイビング、キャンプ場、ゴルフ場を営む事業者の皆さま)

概要

対象事業者：釣り堀、浜洲休憩所、ダイビング、キャンプ場、ゴルフ場を営む事業者

※4月20日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること

対象期間：4月20日(月)から5月31日(日)まで

(注：本県は5月14日に緊急事態宣言の対象地域から除外されましたが、当該協力金の対象期間は上記のとおりです。)

支給金額：予約延期・キャンセルした件数：1件あたり6千円

(ただし、予約を受け入れないために自主休業を行っている場合は、自主休業した日数に6千円を乗じた額で算定できる。) 1事業者あたり12万円を上限とする。

※「宿泊予約延期協力金」及び「感染症拡大阻止協力金」との重複受領はできません。

申請方法

申請：郵送のみ

申請期間：5月15日(金)から6月30日(火)まで(消印有効)

申請先：三重県への来県延期協力金申請受付(キャンプ場・ゴルフ場等)

あて先：〒514-8570 津市広明町13番地

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください
また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法での郵送を推奨します

- 必要書類：
- ① 申請書
 - ② 予約延期・キャンセル件数を証明する書類
(ex. 予約管理台帳、インターネットの予約管理画面等)
または自主休業を証明する書類
(ex. 施設の入口や店内、施設駐車場への貼り紙掲示、
ホームページやSNSへの掲載等)
 - ③ 事業所の外景(社名や店舗名入り)および内景の写真
 - ④ 月末締帳簿など営業実態がわかる資料
 - ⑤ 申請者の本人確認書類 運転免許証等(写しで可)
 - ⑥ 支払金口座振替依頼書(第2号様式)
 - ⑦ 通帳の写し

切手

〒514-8570

津市広明町13番地
三重県への来県延期
「協力金」申請受付
宛
係
(キャンプ場・ゴルフ場等)

記載例(切り取って使用可能です。)

問い合わせ先：三重県への来県延期協力金相談窓口(9:00~17:00 土日祝日除く)

電話：059-224-2712